

大分県報

平成二十九年
号外（七六）
七月二十一日

（金曜日）

目次

告示

道路区域の変更……………一
道路の供用開始……………一

告示

大分県告示第四百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年七月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十一日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
日田市大字小野字柳野二三〇六番一から日田市大字小野字大石二三六三番六まで	日田市大字小野字柳野二三〇六番一から日田市大字小野字大石二三六三番六まで	A	メートル 二三・〇 〽一〇・〇	メートル 四二六・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		A	二三・〇 〽一〇・〇	四二六・〇	

日田市大字小野字柳野二三〇六番一から日田市大字小野字大石二三六三番一まで

B
一一・〇
〽八・〇

四〇五・〇

大分県告示第四百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年七月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十一日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道宝珠山日田線	日田市大字小野字柳野二三三一番五から日田市大字小野字大石二三六三番一まで	平二九・七・二二